

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 都市計画事業の認可……（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……（環境局総務部環境政策課）…一
- 都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…四
- 規程（水）……（建設局道路管理部路政課）…四
- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……七
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……（主税局課税部課税指導課）…七
- 開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…七
- 砂利採取業務主任者試験の実施……（産業労働局商工部地域産業振興課）…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（同）…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……（同）…八

告示

●東京都告示第千三百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区赤羽南一丁目、赤羽南二丁目及び東十条六丁目各区域内
- 四 測量の期間 平成三十年七月一日から同年九月十日まで

●東京都告示第千三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 板橋区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百四十九号線
- 三 事業施行期間 平成三十年九月二十五日から平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 板橋区四葉一丁目及び徳丸四丁目

各地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千三百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年八月十六日	小金井市中町二丁目二千二百三十一番二の二、同番七及び同番八、同番十一及び同番十二の各一部	延長 二五・三三 幅員 四・〇〇
	同月二十九日	東久留米市野火止二丁目千四百七十一番五十及び同番八十五の各一部	延長 二二・三二 幅員 四・五〇

●東京都告示第千三百四十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発準備組合

理事長 早津 功

港区虎ノ門三丁目八番十九号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区虎ノ門一・二丁目内の計画地約一万四千七百五十平方メートル内に、事務所、ホテル、店舗、集会場、住宅及び駐車場等を含む高層建築物等を建設する計画である。

なお、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、そ

の結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成三十年九月二十五日から同年十月九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響については、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に交換した値は0.084ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は61.8%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に交換した値は0.0600mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は25.0%である。</p> <p>【工事の施行中】 作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。また、建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、必要ならふかしや急発進等の禁止を徹底させる。</p> <p>【工事の完了後】 【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に交換した値は0.041～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.05%～0.37%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に交換した値は0.0650mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.01%未満～0.05%である。</p> <p>【地下駐車場の共用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に交換した値は0.043ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。地下駐車場の共用に伴う寄与率は1.91%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に交換した値は0.049mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の共用に伴う寄与率は0.05%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に交換した値は0.055ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。熱源施設については、整備・点検に努めるとともに、今後詳細を検討する中でより環境への影響を低減するよう設備の諸元等の検討を行う。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、解体工事の実施時(工事着工後9ヶ月目)で最大70dB、本体工事の実施時(工事着工後22ヶ月目)で最大71dBであり、勧告基準値(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{eq})は、工事着工後14ヶ月目で最大65dBであり、勧告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 騒音レベル(L_{eq})は、No.1～5地点において昼間61～65dBであり、環境基準値(昼間65dB)を満足する。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB以下である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{eq})は、No.1～5地点において昼間38～43dB、夜間25～35dBであり、規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間最大8dB、夜間最大1dB未満である。</p>
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間帯等の日影の状況の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間帯等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地境界から北西側約1,900mの元赤坂二丁目より北側約430mの霞が関三丁目を経て、北東側約1,900mの丸の内二丁目に及ぶ範囲と予測するが、日影規制指定区域である日比谷公園には、日影規制である5時間以上は3時間以上、日影は及ばない。</p> <p>また、計画地周辺地域、特に西側に存在する虎の門病院への日影の影響を低減するため、計画建築物は計画地西側敷地境界から極力セットバックする計画とした。</p> <p>これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側の限られた範囲となり、日影の影響を低減していると考ええる。</p> <p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、計画地南西側において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブල්テレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。計画の指標とした「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足するものと考ええる。</p>
4. 電波障害	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当)となる地点が4地点生じると予測されるが、防風植栽による防風対策を講じることにより、これらの地点はA-4街区付近の地点を除き領域B(低中層市街地相当)に改善された。A-4街区付近の1地点が新たに領域Cとなることについては、港区環境課に対し報告及び相談を行っており、これを前提に港区ビル風対策要綱の手続きを進める予定である。</p> <p>したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とはほぼ同様の領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)に相当する風環境が維持されるものと考ええる。</p>
5. 風環境	<p>工事の完了後</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から超高層の建物が混在する地域となっている。高層建築物は、虎ノ門ヒルズ、虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業（建設中）等の高層建築物群の新たな景観要素として加わり、高層建築物群が調和した当該地区の景観に一致する計画とする。</p> <p>また、虎ノ門新駅（仮称）との一体開発に伴う開放的でゾーンアップ場の整備や、赤坂・虎ノ門緑道の整備に貢献し、周辺の既存緑地とのネットワーク化を図ることから、次世代の東京の顔となる品格ある街並み景観を創出することが出来ることから、評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」「次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格ある街並みを創出する」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域においては、計画地東側に位置する虎ノ門ヒルズと併せて、都市的な景観要素の一部となるものと予測する。中景域においては、計画建築物は高層建築物として認識されるが、都市的な景観要素の一部となり、虎ノ門ヒルズ等の周辺の高層建築物と調和するものと予測する。遠景域においては、計画建築物がわずかに眺望できるが、スカイラインの変化は少なく、既存の高層建築物と調和するものとして予測する。評価の指標とした「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」「次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格ある街並みを創出する」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から超高層の建物が混在する地域となっている。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は最大でも虎の門病院（新）^お地点の6.6ポイントである。さらに圧迫感の軽減のために、植栽を配する等の景観上の配慮を行う計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>
7. 史跡・文化財	<p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>計画地には埋蔵文化財が存在する可能性が高いことから、「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき試掘・確認調査を行うとともに、埋蔵文化財を発見した場合に報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。</p> <p>したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財の保存に支障は生じないと考えられる。</p>

注）虎の門病院は建て替えが計画されており、旧病院の南西側の国立印刷局跡地に新病院（以下「虎の門病院（新）」という。）が平成31(2019)年に竣工する予定である。

●東京都告示第千三百五十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十年九月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 新宿青梅
- 二 変更の区間 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添七百八十六番五地内から同町大字武蔵二二番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の部企画調整課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表二総務部の項中「IWA世界会議準備担当課長」を削る。

附則

この規程は、平成三十年十月一日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

東京製綱 中村 裕明 中央区日本橋三丁目 平成三十年五月
株式会社 目六番二号 月三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

渡辺石油 渡辺 真吾 大田区上池台四丁目 平成三十年五月
株式会社 目二十二番二十三 月三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

あきる野市雨間字塚ノ下四百 西東京市東伏見三丁目六番
八十七番六の一部 十九号

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

武蔵村山市学園一丁目十八番 東大和市立野二丁目八番地
四十一、三十三番一、同番二 の一
及び三十五番二 株式会社東京メインランド
代表取締役 竹崎 靖彦

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成三十年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

平成三十年十一月九日(金曜日) 午前十時から正午ま

で

二 試験会場

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第一本庁舎十六階特別会議室S6

受験しようとする者が多数あった場合には、他にも試験会場を設ける。

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木

及び河川工学に関する事項を含む。) 五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

平成三十年十月九日(火曜日)から同年十一月二日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成三十年十月二十四日(水曜日)から同年十一月二日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無

背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三(五三二〇)四六七〇

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成三十年九月二十五日

一 店舗名 西友調布店
二 店舗所在地 調布市小島町一丁目十番地一
三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
四 意見

ア 聴取者 調布市長
イ 概要 意見なし
ウ 收受日 平成三十年八月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年九月二十五日から同年十月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 島忠ホームズ平井店

二 店舗所在地 江戸川区平井六丁目一番三十八号

三 設置者名 株式会社島忠

四 意見

ア 聴取者 江戸川区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成三十年八月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

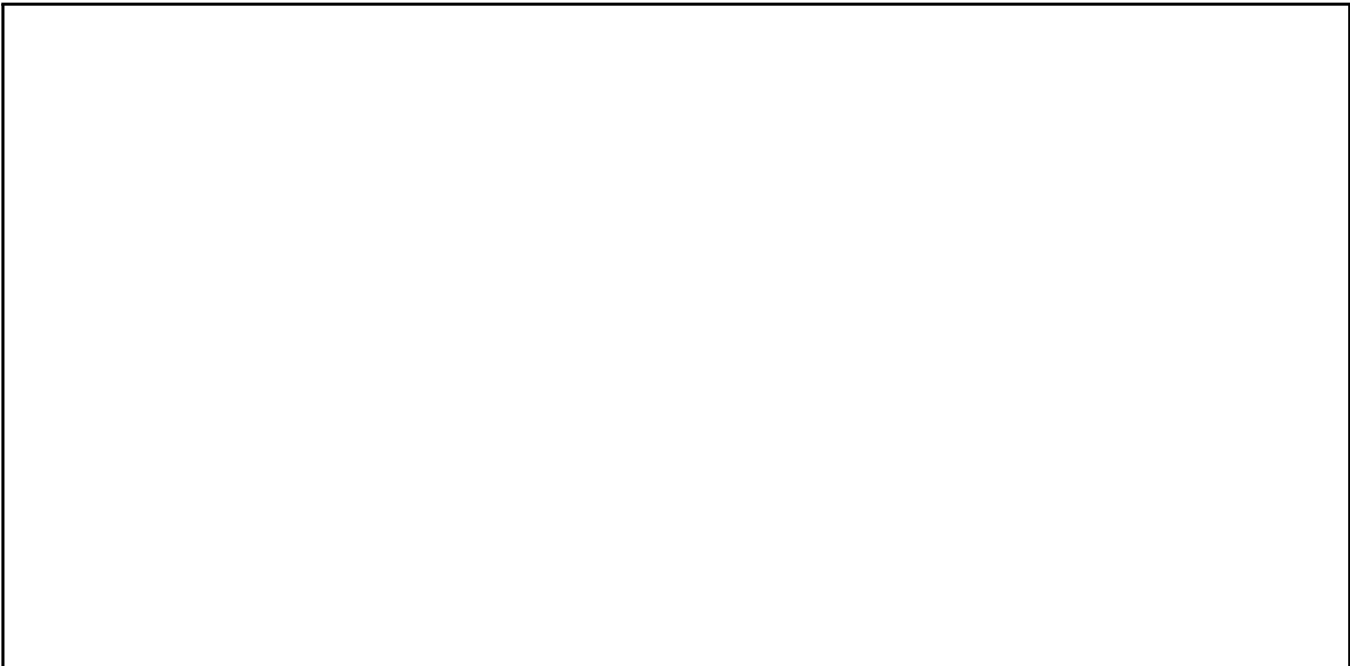
六 縦覧期間 平成三十年九月二十五日から同年十月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成三十年九月二十五日

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
(一)ア 店舗名 (仮称)ピバホーム豊島店
イ 店舗所在地 北区豊島四丁目一番地四十ほか

<p>四 縦覧期間 平成三十年九月二十五日から同年十月二十五日まで。ただし、東京都の</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一 号）</p> <p>イ 意見の通知日 平成三十年九月六日</p>	<p>ウ 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社</p> <p>(二)ア 店舗名 マロニエ×並木 読売銀座プロジェクト</p> <p>イ 店舗所在地 中央区銀座三丁目百三番三ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社読売新聞東京本社</p> <p>(三)ア 店舗名 (仮称) TGM芝浦プロジェクト (A棟・ホテル)</p> <p>イ 店舗所在地 港区芝浦三丁目百十八番二ほか</p> <p>ウ 設置者名 三井不動産株式会社ほか一名</p> <p>(四)ア 店舗名 調布とうきゅう</p> <p>イ 店舗所在地 調布市小島町二丁目五十二番一号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社東急ストア</p> <p>(五)ア 店舗名 武蔵小山駅ビル</p> <p>イ 店舗所在地 品川区小山三丁目四番八号</p> <p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社</p> <p>(六)ア 店舗名 東急自由が丘ビル</p> <p>イ 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目六番九号</p> <p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p>
	<p>五 縦覧時間 休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001